

コーポレート・ガバナンス（企業統治）について

当行では、企業の公共性、透明性を高め、地域社会や株主、お取引先の信認を得るために、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化を経営上の重要課題として取り組んでいます。

■会社の機関の概要

当行は監査役制度を採用しており、全監査役3名のうち2名は社外監査役です。監査役会では、取締役の経営執行状況に対する監視を最重要テーマの一つに掲げています。経営の意思決定機関としての取締役会、役付取締役により構成される常務会等の機能強化を図るとともに、取締役会、常務会をはじめ重要会議への監査役の出席と意見を述べることを義務づけ、監視強化を図っています。

■内部統制システムの整備状況

当行の内部統制システムとして、頭取直轄の監査部を設置し、本部・営業店の業務執行を独自に監査できる体制を構築しています。監査部は監査役のほか、外部監査人との連携も強化しています。また、営業部門から独立したコンプライアンス統括部が頭取を委員長とするコンプライアンス委員会および顧客保護等管理委員会を、リスク統括室が同じく頭取を委員長とするリスク管理委員会を運営し、牽制機能を保ちながら行内の法令遵守態勢、統合的リスク管理態勢、顧客保護等管理態勢の強化に努めています。

コンプライアンス（法令遵守）について

コンプライアンスとは、法律や内部規定、業界ルール等を厳格に遵守することをいいます。当行では、銀行の持つ社会的責任と公共的使命の重さを強く認識し、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして認識するとともに、すべての業務の基本として位置付けています。

■コンプライアンス体制

コンプライアンスの日常管理については、コンプライアンス運用規程に基づき、半期ごとにコンプライアンス・プログラム（実践計画）を作成し、コンプライアンス・マニュアル等による啓蒙・教育や自己チェック、監査等により法令遵守の徹底を図っています。

また、頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を組織し、コンプライアンス上の課題について、毎月協議・検討しています。さらに「コンプライアンス委員会」の下部組織として、「コンプライアンス連絡会」を設置し、コンプライアンス臨店、事務臨店指導、監査部監査におけるコンプライアンスに関する問題点の早期改善に向けた具体的対応策の検討等を行っています。

コンプライアンス体制図

